

～2020年4月30日

2020年5月1日～

目次
第1章～第10章（略）
第11章
第36条の2（略）

第37条～第40条（略）

別記～附則（略）

第1条～第13条（略）

（当社が行う Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除）

第14条 当社は、第19条（利用停止）の規定により Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用を停止された Arcstar Conferencing 電話会議契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。

2 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者が第19条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用停止をしないでその Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。

3 削除

4 当社は、前2項の規定により、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除しようとするときは、あらかじめ Arcstar Conferencing 電話会議契約者にそのことを通知します。

目次
第1章～第10章（略）
第11章
第36条の2（略）
[第36条の3 サービスの廃止](#)
第37条～第40条（略）
[第41条 契約者に対する通知](#)
別記～附則（略）

第1条～第13条（略）

（当社が行う Arcstar Conferencing 電話会議契約の解除）

第14条 当社は、第19条（利用停止）の規定により Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用を停止された Arcstar Conferencing 電話会議契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。

2 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議契約者が第19条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の Arcstar Conferencing 電話会議サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの利用停止をしないでその Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。

[3 当社は、連続する12の料金月の各料金月のいずれにおいても、料金表第1表（料金）に規定する料金を適用するものがないとき及び発信若しくは着信の呼がないときは、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。](#)

4 当社は、前3項の規定により、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除しようとするときは、あらかじめ Arcstar Conferencing 電話会議契約者にそのことを通知します。

5 前項までに規定するほか、当社は、その Arcstar Conferencing 電話会議契約に係る会議 ID の全てが廃止されたことを当社が知ったときは、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります

第 15 条～第 36 条の 2 (略)

第 37 条～第 40 条 (略)

5 前項までに規定するほか、当社は、その Arcstar Conferencing 電話会議契約に係る会議 ID の全てが廃止されたことを当社が知ったときは、その Arcstar Conferencing 電話会議契約を解除することがあります。

第 15 条～第 36 条の 2 (略)

(サービスの廃止)

第 36 条の 3 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定による Arcstar Conferencing 電話会議サービスの全部又は一部の廃止があったときは、その Arcstar Conferencing 電話会議サービスの全部又は一部に係る契約は解除します。

3 当社は、Arcstar Conferencing 電話会議サービスの全部又は一部の廃止に伴い、Arcstar Conferencing 電話会議契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第 1 項の規定により Arcstar Conferencing 電話会議サービスを廃止するときは、そのことを相当な期間をおいて、あらかじめ Arcstar Conferencing 電話会議契約者に通知します。

第 37 条～第 40 条 (略)

(契約者に対する通知)

第 41 条 Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社の Web サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) Arcstar Conferencing 電話会議契約者が Arcstar Conferencing 電話会議契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た Arcstar Conferencing 電話会議契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は F A X 番号宛に F A X を送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。

別記～第2表（略）

(3) Arcstar Conferencing 電話会議契約者がArcstar Conferencing 電話会議契約の申込みの際又はその後当社に届け出たArcstar Conferencing 電話会議契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) 当社がArcstar Conferencing 電話会議契約者に対し、対面にて又は電話を用いて口頭で伝えます。この場合は、その口頭で伝えた時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。

(5) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、Arcstar Conferencing 電話会議契約者に対する通知が完了したものとします。

別記～第2表（略）

附 則（令和2年3月26日 V Vサ第00627078号）

この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。ただし、第14条（当社が行うArcstar Conferencing 電話会議契約の解除）第3項、第36条の3（サービスの廃止）及び第41条（契約者に対する通知）については、令和2年5月1日から実施します。